

令和3年度介護報酬改定についての説明動画に関するQ&A

令和3年4月2日付け3目健計第50号『令和3年度介護報酬改定に関する説明動画の配信について』にて公開した動画のアンケートにおいて寄せられていた質問について、国のQ&Aに記載がなく、特に質問の多かった事項について目黒区の回答を記載しています。

※現時点での目黒区の回答になります。今後、国や都の通知等の発出により内容を変更する場合がございます。

令和3年4月22日付

No.	サービス種別	区分	質問	回答
1	居宅介護支援	内容及び手続きの説明及び同意	<p>令和3年度より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで） <p>について利用者又はその家族に十分説明を行わなければならないこととされたが、この説明については初回のみで良いのか。</p>	<p>貴見のとおり。</p> <p>基準には、「指定居宅介護支援の提供の開始に際し、」とあるため、令和3年4月以降に契約する利用者に関しては、契約時等サービス提供の開始に際して説明を行うこと。</p> <p>また、令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、厚生労働省の示す、令和3年介護報酬改定に関するQ & A（Vol.3）（令和3年3月26日）問112を参照されたい。</p>
2	居宅介護支援	通院時情報連携加算	<p>通院時情報連携加算について、加算の算定の根拠となる記録は具体的にどのように記載すればよいか。</p> <p>例えば「〇月〇日通院同行立ち合い。医師の診察での説明では〇〇〇〇の助言指導があった。実現のために、家族（インフォーマルサービス）に〇〇をお願いした/サービス事業所を検討した。その結果、〇〇をプランに盛り込んだ。」などの記載で良いか。</p>	<p>通院時情報連携加算の算定に必要な項目として、「診察に同席した年月日」、「医療機関名」、「医師等の氏名」、「利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供」及び「医師等からの必要な情報提供の内容」を記載する。</p>
3	居宅介護支援	通院時情報連携加算	<p>通院時情報連携加算について、ケアプランのどの部分に記録するべきか。</p>	<p>居宅サービス計画書 第5表「居宅介護支援経過」に記録する。</p>

令和3年度介護報酬改定についての説明動画に関するQ&A

令和3年4月2日付け3目健計第50号『令和3年度介護報酬改定に関する説明動画の配信について』にて公開した動画のアンケートにおいて寄せられていた質問について、国のQ&Aに記載がなく、特に質問の多かった事項について目黒区の回答を記載しています。

※現時点での目黒区の回答になります。今後、国や都の通知等の発出により内容を変更する場合がございます。

令和3年4月22日付

No.	サービス種別	区分	質問	回答
4	全サービス共通	運営規程	今回の介護報酬改定に伴い、運営規程に追記する必要がある事項があれば教えてください。	<p>今回の改正では運営規程に定めるべき事項として「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されている。</p> <p>「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加することについては、条例上3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月末までは「虐待の防止のための措置に関する事項を定めるよう努める」とされている。（努力義務）</p> <p>なお、運営規程の改定の記載例等については、東京都の令和3年度報酬改定関係Q & A (https://viewer.kintoneapp.com/public/fb8c143889f3bcff3e9f1d3e84b944af#/)「運営規程に定めるべき事項について」を参考にされたい。</p> <p>また、運営規程に記載が義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについての取扱いは、令和3年介護報酬改定に関するQ & A (Vol.7) (令和3年4月21日) 問1も参照されたい。</p>
5	全サービス共通	内容及び手続きの説明及び同意	<p>新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月までの間に基本報酬への0.1%の上乗せがあるが、重要事項説明書等への記載、利用者への説明及び同意の必要はあるか。</p> <p>また、重要事項説明書等への記載例についても示していただきたい。</p>	<p>利用者又はその家族への説明や同意の取得について、当該上乗せ費用についての記載は現時点のQ & Aに記載がないため、基本報酬その他の加算と同様の取扱いが適切である。そのため、その旨を重要事項説明書等に記載の上、利用者又はその家族への説明と同意は必要となる。</p> <p>また、記載方法として、料金表を作成し、注意書きとして「令和3年4月から9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。」等を記載し、当該上乗せ費用について示すとともに説明する方法が考えられる。</p> <p>(この例にて、4月に利用者の同意を得た場合は、10月に改めて同意を得る必要はないと考える。)</p> <p>なお、運営規程で利用表を示しており、令和3年度介護報酬改定に準じた料金表の変更をした場合においては、目黒区への運営規程に関する変更届の提出は不要としている。</p>

令和3年度介護報酬改定についての説明動画に関するQ&A

令和3年4月2日付け3目健計第50号『令和3年度介護報酬改定に関する説明動画の配信について』にて公開した動画のアンケートにおいて寄せられていた質問について、国のQ&Aに記載がなく、特に質問の多かった事項について目黒区の回答を記載しています。

※現時点での目黒区の回答になります。今後、国や都の通知等の発出により内容を変更する場合がございます。

令和3年4月22日付

No.	サービス種別	区分	質問	回答
6	全サービス共通	電磁的方法について	<p>利用者及びその家族等の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者の承諾を得た上で、電磁的方法によることができるされたが、電磁的な方法について具体例を示していただきたい。</p> <p>例えば、相手とのメール等で確認がとれればよいのか、自事業所での記録のみでよいのか。</p>	<p>電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより入所者等が同意の意思表示をした場合等が考えられる。</p> <p>電磁的方法による締結は、入所者等・施設等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名または記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。</p> <p>現段階において、目黒区の実地指導では、電磁的方法により利用者の同意を受けていることの確認方法として、メールの送受信の日時が支援経過記録に記載されているかにより判断することを検討している。ただし、介護報酬指導においてはメール本文の確認を行う場合もある。</p> <p>また、メールや添付ファイルの保存方法については、各事業者で検討されたい。</p>